

DX時代における クリエイターへの適切な対価還元方策に係る 現状、課題、論点（案） 関係資料

1 経緯

- 令和3年7月19日、文部科学大臣より「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問。
- 当該諮問では、審議事項「2. DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について」において、デジタルプラットフォームサービスに係るいわゆるバリューギャップや契約の在り方についての課題や実態等を踏まえた対応の審議が要請された。

「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」（令和3年7月19日）諮問（抜粋）

2. DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について

第二は、DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策についてです。

先に述べたとおり、新たな技術の出現・革新により、著作権侵害の態様も多種・多様なものに変化しています。今後の著作権侵害に対する実効的救済及び我が国のコンテンツの海外展開について御審議願います。

コンテンツの流通・利用が国内外に多様化する中で、クリエイターへの適切な対価還元の在り方も検討していく必要があります。例えば、コンテンツの創作・流通・利用及びそこから収益の各側面の基盤として大きな社会的役割を果たしているデジタルプラットフォームサービスについては、サービス事業者とクリエイターの間にバリューギャップがあるとの指摘があります。また、各クリエイターとそのコンテンツを流通・利用に供する事業者との契約の在り方についての課題も指摘もされています。

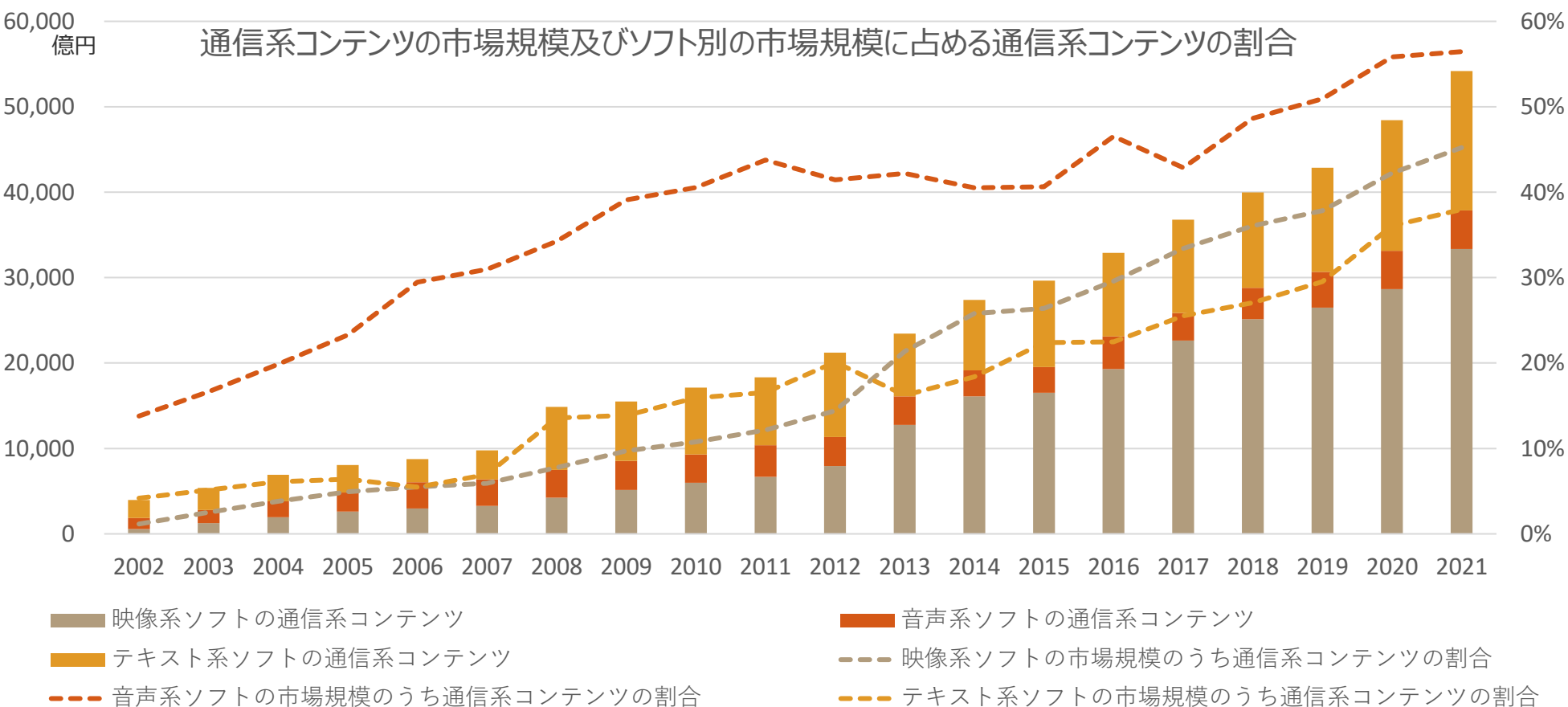
このため、クリエイターと各種事業者の関係性の実態や状況を踏まえ、著作権制度・政策での対応が必要・可能なものについて、他の法制度や運用との関係に留意しつつ、御審議願います。（略）

（その後の審議）

- ✓ 著作権分科会基本政策小委員会における審議
（令和3年度）音楽分野における実態調査
（令和4年度）書籍・映像分野における実態調査 等
- ✓ 著作権分科会国際小委員会における審議
（令和4年度）EUのデジタル単一市場における著作権・著作隣接権指令（DSM著作権指令）に関する調査 等

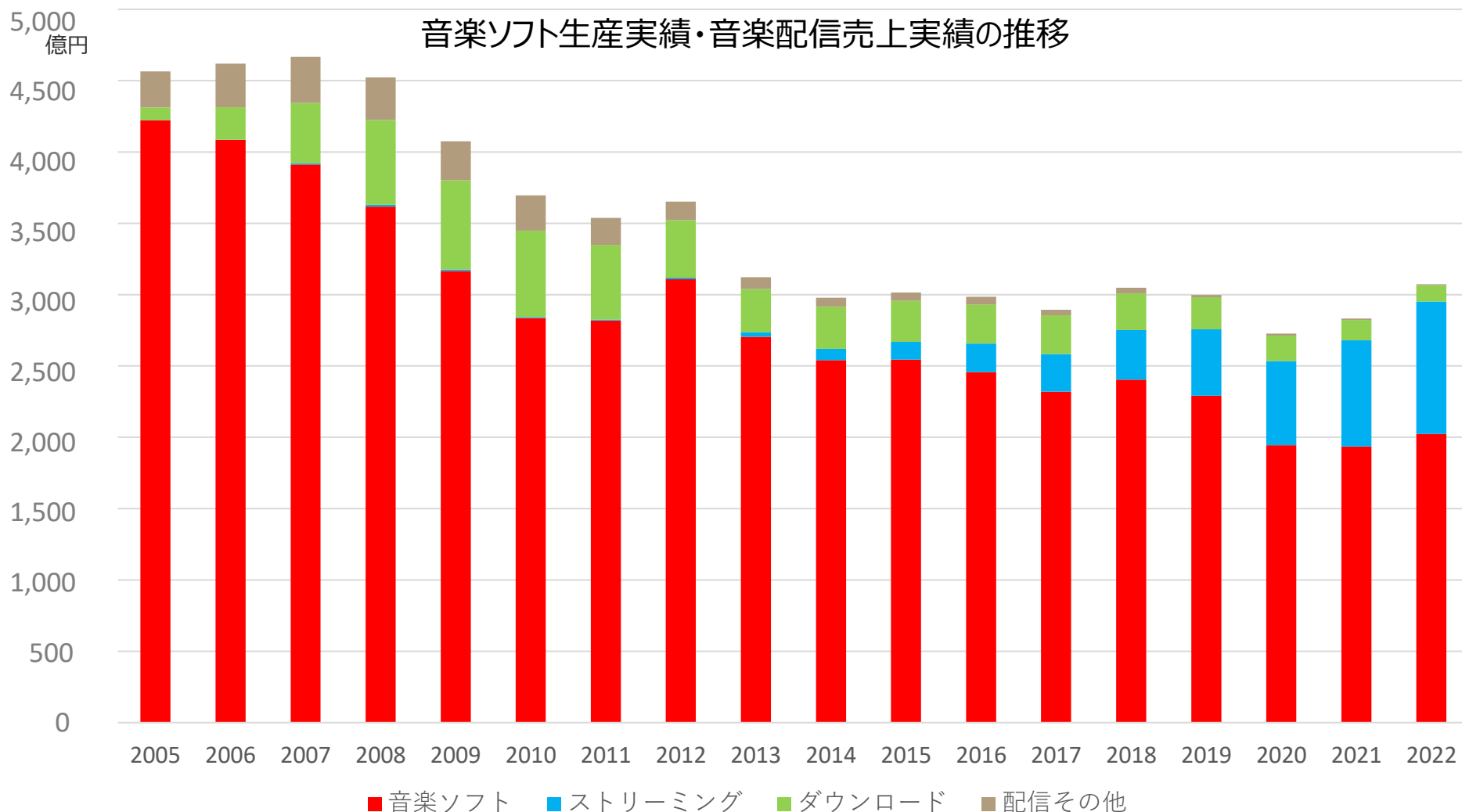
2 コンテンツ流通の現状

- インターネット、SNS等によるコミュニケーションやデジタルプラットフォームサービスの急速な進展は、国境を越えたコンテンツの流通・利用を大幅に拡大。デジタルプラットフォームサービスは、利用者の利便性が向上させるとともに、著作物の創作・流通・利用・収益の各側面の基盤として社会的役割を果たしている。
- コンテンツをCDや書籍等のパッケージから享受する方法から、デジタルプラットフォームサービス等から通信を介して享受するという方法へと移行している。



(参考) 音楽分野

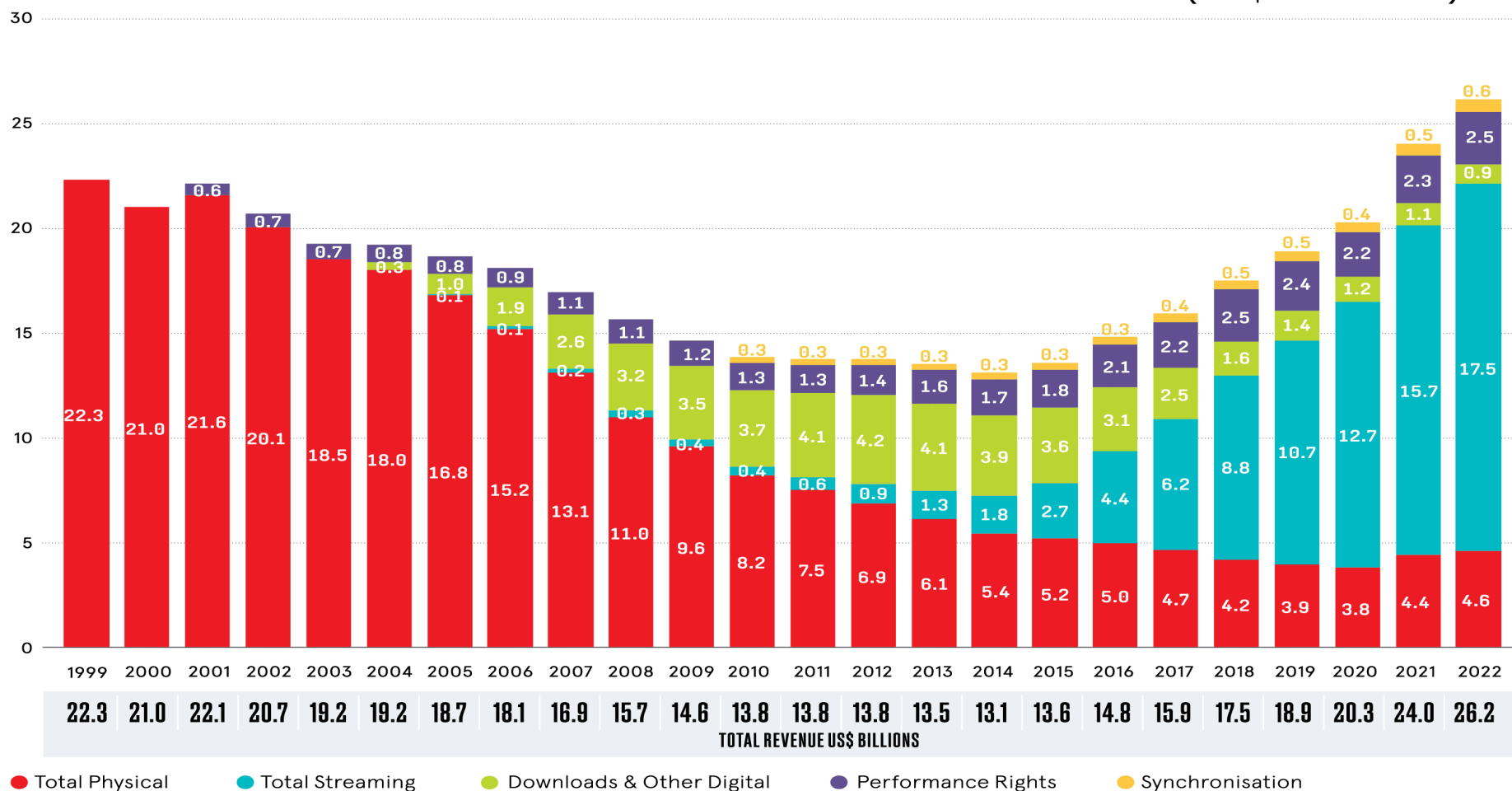
- 音楽ソフトの生産実績・音楽配信売上実績に占める音楽配信の割合は増加傾向にあり、2005年には約343億円（7.5%）だったものが、2022年には約1,050億円（34.2%）を占める。



(参考) 音楽分野

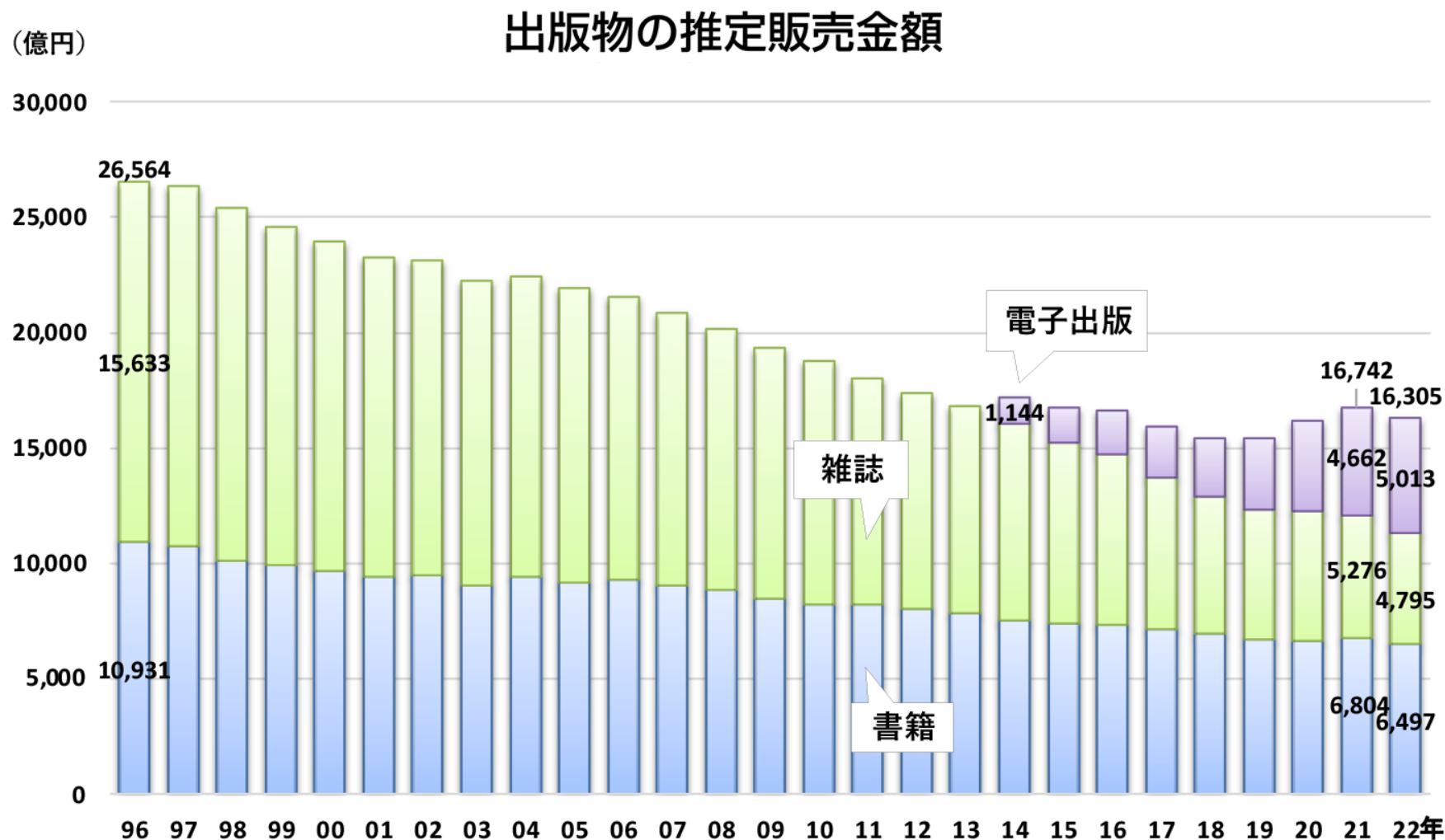
- 世界市場で見ても、2005年以降、ストリーミングの売上は増加しており、2022年では、ストリーミング約175億USドル（67.0%）が、パッケージ販売の約46億USドル（17.5%）を大きく上回っている。

GLOBAL RECORDED MUSIC INDUSTRY REVENUES 1999 - 2022 (US\$ BILLIONS)



(参考) 書籍分野

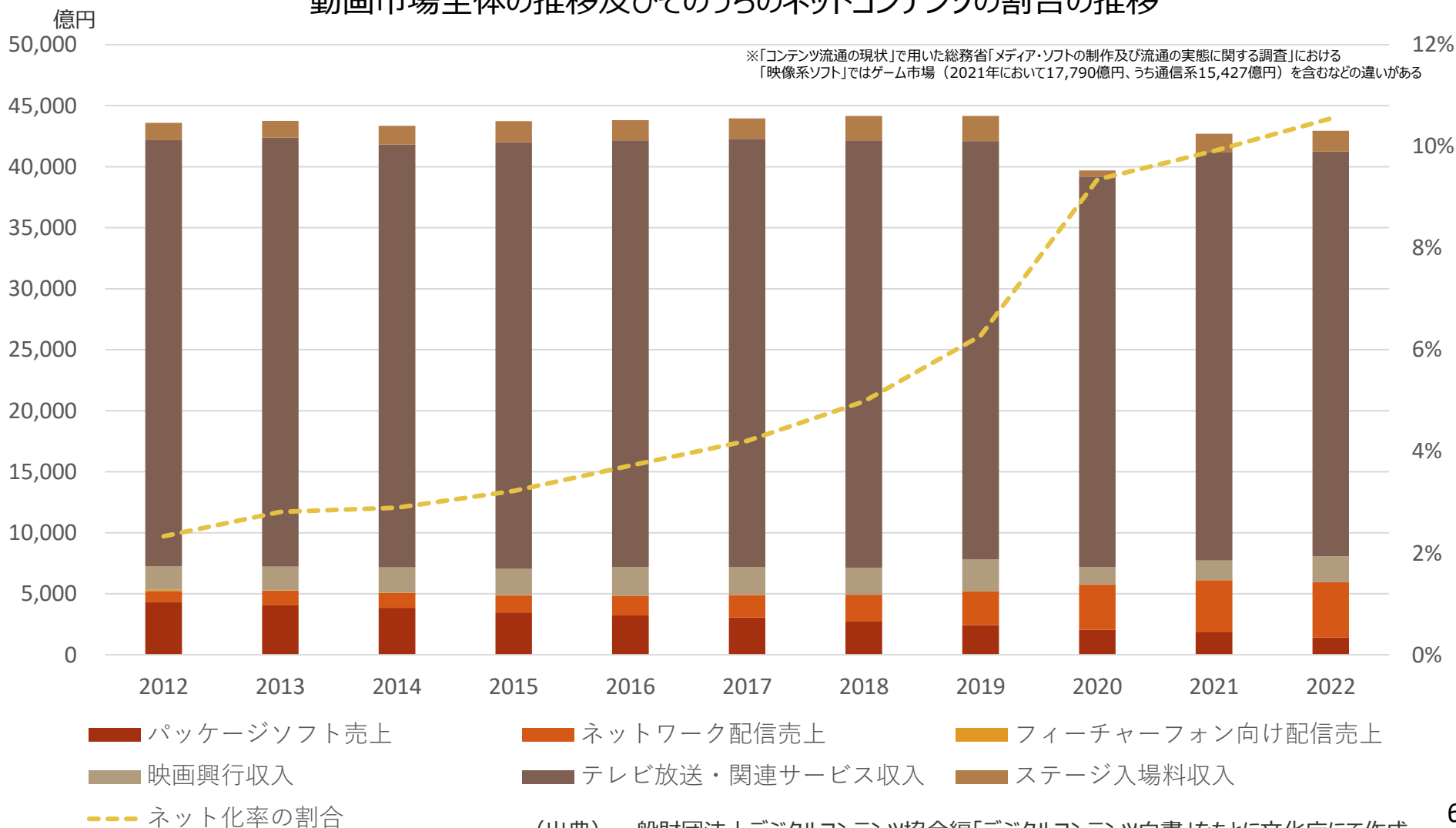
- 出版販売額のうち電子出版は、2014年には約1,144億円（6.7%）だったものが、2022年には約5,013億円（30.7%）にまで成長。



(参考) 映像分野

- 動画配信サービスの市場規模は、2012年には約1,016億円（2.3%）だったものが、2022年には約4,530億円（10.5%）とされており、その額は年々増加。

動画市場全体の推移及びそのうちのネットコンテンツの割合の推移



2 コンテンツ流通の国際的動向

- EUにおいては、主にデジタル環境における国境を越えた著作物の利用に関する加盟国における著作権法の調和を促進することを目的として、2019年にDSM著作権指令を採択。

主な著作権市場の十分な機能を確保するための措置

（オンライン利用に関する報道出版物の保護）

- 第15条 報道出版物のオンライン利用に関する複製権及び公衆に利用可能化する権利（プレス隣接権）を報道機関に付与することを定めた規定

（保護されるコンテンツのオンラインコンテンツ共有サービス提供者による使用）

- 第17条 ユーザーアップロード型サービスにおいて、ユーザーが著作権等を侵害するコンテンツをアップロードし、サービス提供者側がそのコンテンツを利用可能とする際に、一定の免責事項に当たらない場合には、そのサービス提供者側の行為自体を著作権等の侵害に当たるとするルールを定めた規定

（利用契約における著作者及び実演家の公正な報酬の確保）

- 第18条 著作者及び実演家が排他的権利をライセンス又は譲渡する場合、適正かつ比例的な報酬を受け取る権利を有することを保証すべきことを定めた規定
- 第19条 著作者及び実演家は、契約の相手方から、利用方法、生じた収入及び支払われる報酬に関する情報を得ることができることを定めた規定
- 第20条 最初に合意された報酬が、利用後の収入と比べ著しく低い場合、著作者及び実演家は、契約の相手方に、追加の適正かつ公正な報酬を求める権利を有することを定めた規定
- 第22条 ライセンス又は譲渡された権利が利用されていない場合、著作者及び実演家は契約を取り消すことができることを定めた規定

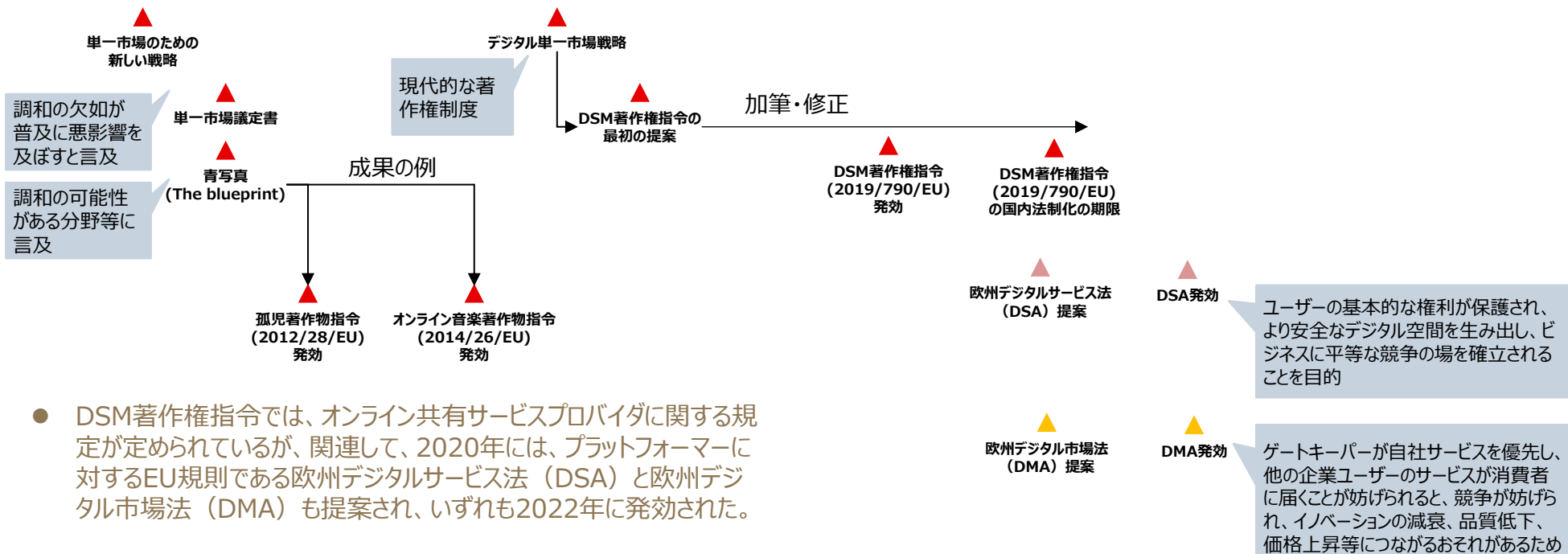
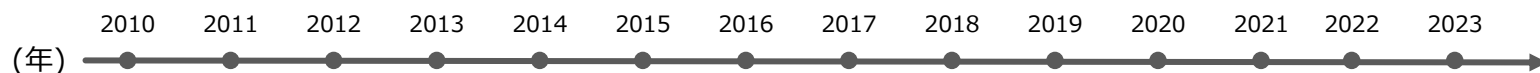
2 コンテンツ流通の国際的動向

DSM著作権指令制定への経緯

- 2010年に作成された「単一市場のための新しい戦略」では、オンライン取引においてECL等も含むさらなる調和のために追加的措置を必要とした。
- 2015年「デジタル単一市場戦略」でも現代的な著作権制度の必要性が問われ、2016年にDSM著作権指令の最初の提案があり、その後加筆修正され、2019年にDSM著作権指令が発効された。

DSM著作権指令の適用状況（2023年1月30日）

適用済	オランダ、ハンガリー、ドイツ、マルタ、デンマーク（※）、クロアチア、イタリア、アイルランド、エストニア、フランス、オーストリア、ルーマニア、リトアニア、スペイン、ルクセンブルク、ベルギー、キプロス、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、チェコ、ギリシャ ※デンマークはDSM著作権指令のうち第15、17条のみ反映済
国会審議中	ポルトガル、ブルガリア
ドラフトの公開	デンマーク、フィンランド、ポーランド



3 音楽分野における対価還元の実態

デジタルプラットフォームサービス・ビジネスモデル

- デジタルプラットフォームにおける音楽配信には、ビジネスモデルとして、ユーザーアップロード型、サブスクリプション型、ダウンロード型の3つが存在。

< デジタルプラットフォームにおける音楽配信ビジネスモデル >

	コンテンツの アップロード主体	デジタルプラットフォーム 事業者の収益源	コンテンツの特徴
ユーザーアップロード型	利用者	広告収入 ※一部、ユーザー課金によるものあり。	主に動画コンテンツ 音楽以外にもニュース、スポーツ等 の幅広い種類が含まれる
サブスクリプション型	デジタルプラットフォーム 事業者	サブスクリプション料金 ※一部、広告収入によるものあり。	主に音声コンテンツ
ダウンロード型	デジタルプラットフォーム 事業者	都度課金等	主に音声コンテンツ

3 音楽分野における対価還元の実態

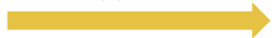
文化庁広報誌ぶんかるキャラクター「ぶんちゃん」

対価還元のイメージ（ユーザーアップロード型）

クリエイター（作詞家・作曲家等）



権利管理の委託



使用料分配



包括的利用許諾



使用料支払い



クリエイター（実演家）



レコード実演



印税等支払い



レコード会社



利用許諾



使用料支払い



ユーザーアップ
ロード型
サービス事業者

P



サービス提供



利用者
（聴取のみ）

広告掲示



広告提供会社

広告掲示料の支払い



クリエイター（非委託者）



音楽アップロード



収益分配

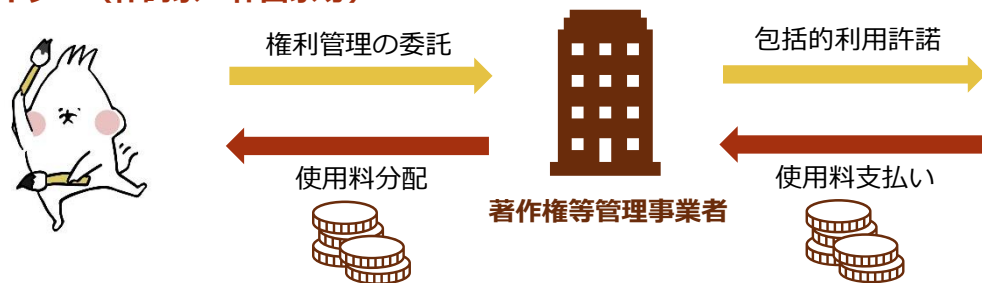


※権利管理ツールによる収益分配を受けることができることがある

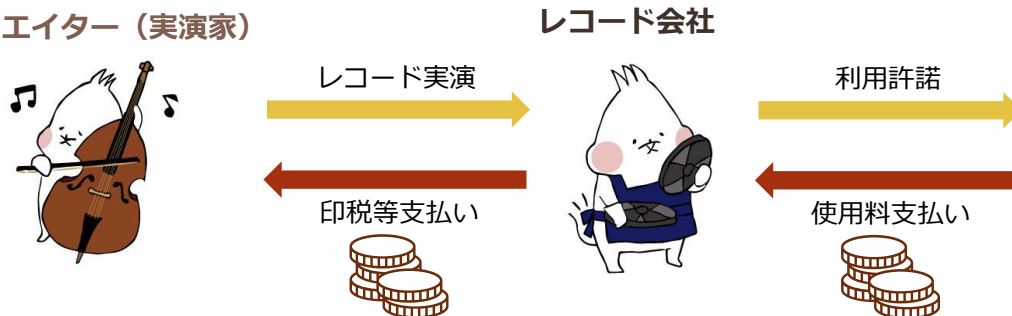
3 音楽分野における対価還元の実態

対価還元のイメージ（サブスクリプション型）

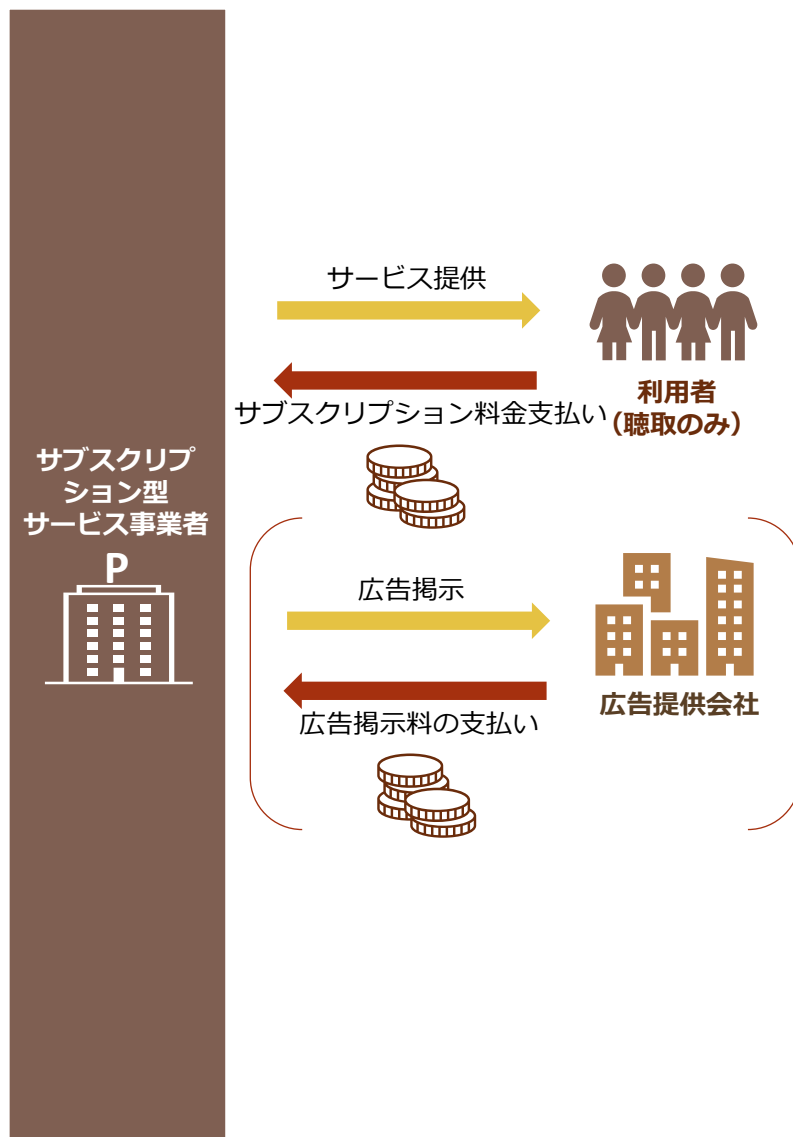
クリエイター（作詞家・作曲家等）



クリエイター（実演家）



クリエイター（非委託者）

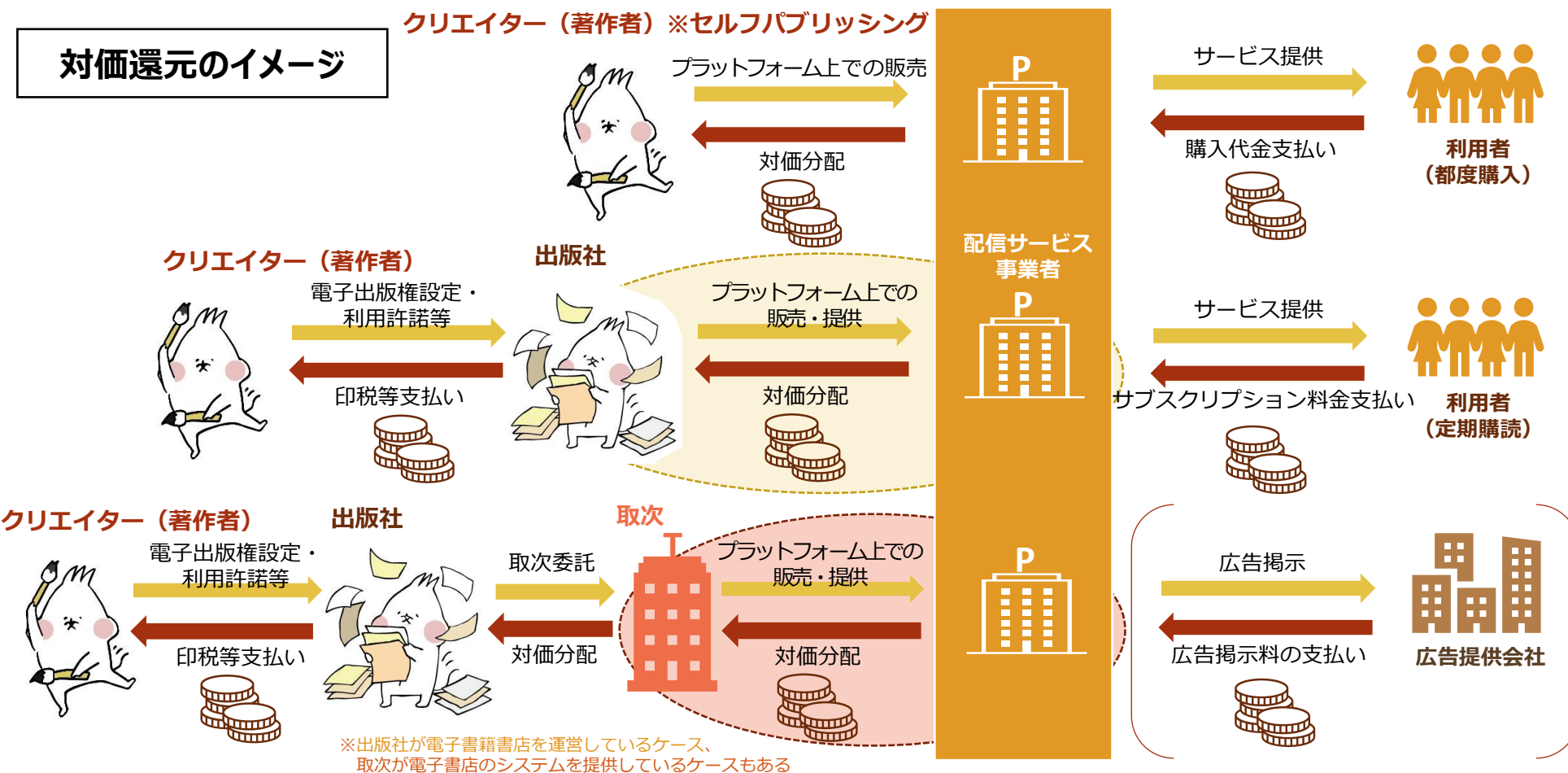


3 書籍分野における対価還元の実態

デジタルプラットフォームサービス・ビジネスモデル

- 大手のIT企業が運営するものから出版社が運営するもの、新規に電子書籍アプリを提供するものまで多種多様。都度課金サービス、定額読み放題などのサービスを行うサブスクリプションモデル、都度課金と広告収入を組み合わせたモデルも見られる。

対価還元のイメージ



(参考) 令和4年度「デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査(電子書籍・映像) 報告書」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93866601_01.pdf

3 映像分野における対価還元の実態

デジタルプラットフォームサービス・ビジネスモデル

- 内資系と外資系の別に加え、国内放送事業者が運営するものやユーザーによって制作されたUGC（User Generated Content）を配信するものなど多種多様。
- ビジネスモデルとしては、SVOD（Subscription Video On Demand）やPPV（Pay Per View）、AVOD（Advertising Video On Demand）といった動画配信サービスの形態がある。

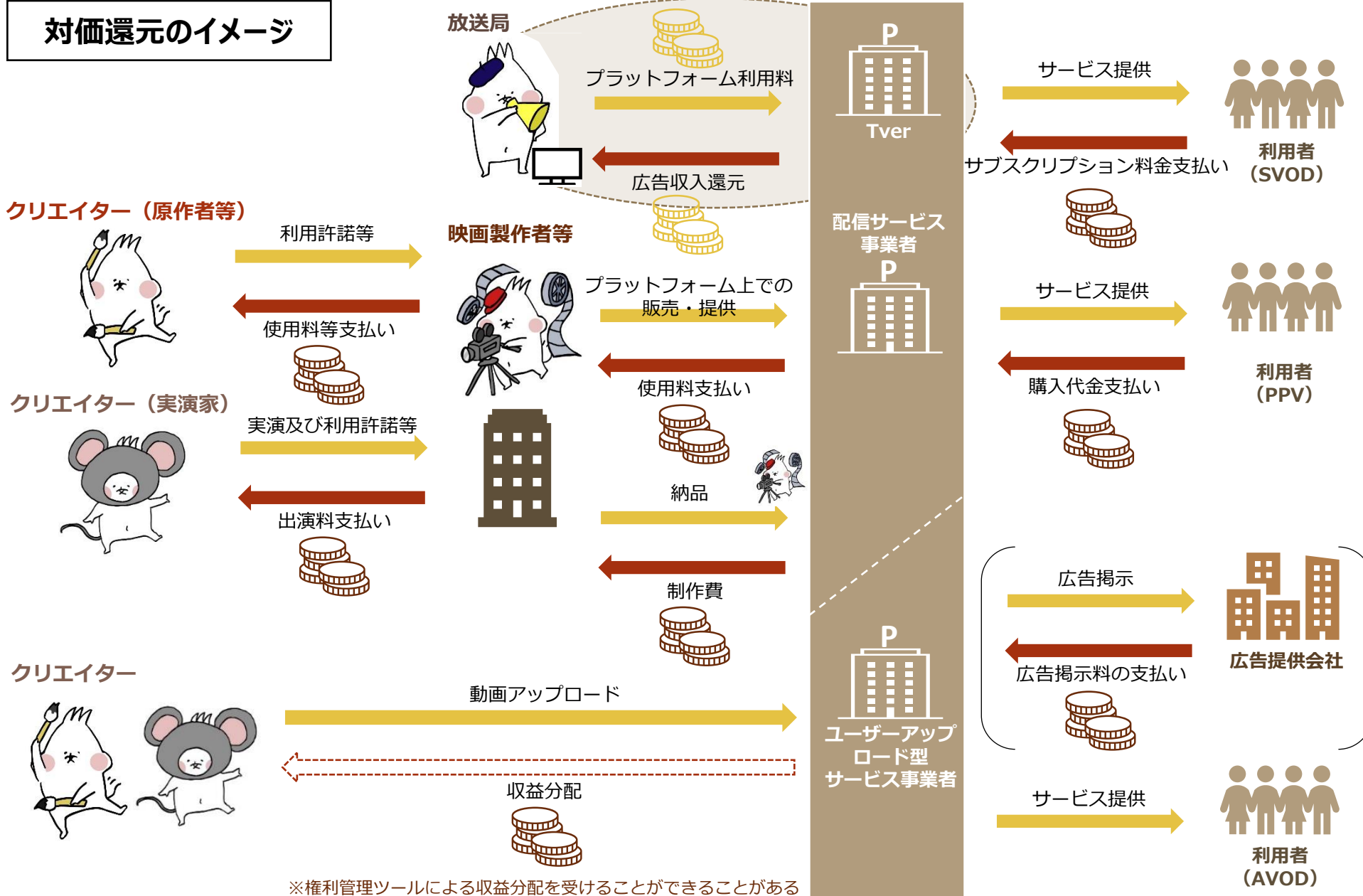
	概要	動画配信事業者の例
SVOD	Subscription Video on Demand の略称。 月額（又は年額）の定額料金でコンテンツが見放題になるサービス形態。	Netflix Prime Video (Amazon) Hulu Paravi U-NEXT など
PPV	Pay Per View の略称。 コンテンツ毎に都度課金する形態。 決められた期間のみの視聴（デジタル版のレンタル形式）を TVOD（Transactional Video On Demand）、買い切り型の形式は EST（Electric Sell-Through）と呼ぶ。	Prime Video (Amazon) Hulu Paravi U-NEXT YouTube など
AVOD	Advertising Video On Demand の略称。 広告付きの動画を無料で視聴できるサービス形態。	Tver GYAO! YouTube など

（参考）令和4年度「デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査（電子書籍・映像）報告書」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93866601_01.pdf

3 映像分野における対価還元の実態

対価還元のイメージ



(参考) 令和4年度「デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査(電子書籍・映像) 報告書」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93866601_01.pdf

3 ニュースコンテンツ分野における対価還元の実態

デジタルプラットフォームサービス・ビジネスモデル

- ニュースメディア事業者（例：新聞社・通信社、出版社、放送事業者等）から提供されたニュースコンテンツを掲載するニュースポータル事業者、また、検索結果としてニュースコンテンツの見出しや抜粋（スニペット）等を表示するインターネット検索事業者が存在。

関係性のイメージ

（出典）公正取引委員会「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」（令和5年9月）
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230921newcontent.html>



プロバイダ責任制限法

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号))

背景

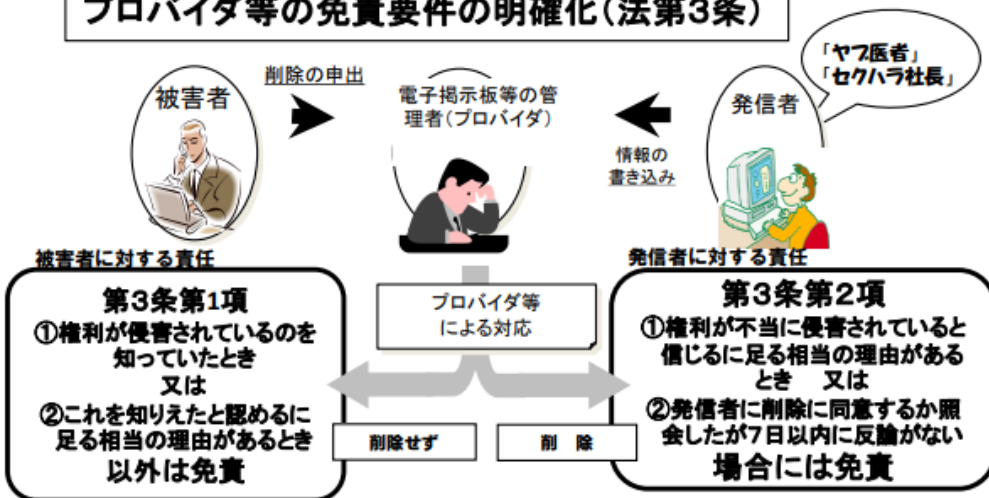
インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、プロバイダ等は、以下のように**権利を侵害されたとする者又は発信者から法的責任を問われるおそれがある**。

- ① 他人の権利を侵害する情報を放置 → 権利を侵害されたとする者から損害賠償請求を受ける可能性
- ② 実際は権利を侵害していない情報を削除 → 発信者から損害賠償請求を受ける可能性

⇒ プロバイダ等において「**被害者救済**」と発信者の「**表現の自由**」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、削除等が行えるようにするための法制度を整備するもの。

プロバイダ責任制限法

プロバイダ等の免責要件の明確化(法第3条)



発信者情報開示請求(法第5条、第6条)

開示請求(第5条第1項)
①権利侵害が明らかであり、かつ
②開示をうけるべき正当な理由がある場合

被害者 (侵害されたとする者)

電子掲示板等の管理者 (プロバイダ)

発信者の意思の確認(原則)(第6条第1項)

「ヤフ医者」
「セクハラ社長」

発信者

裁判所に訴えを提起して
プロバイダ等の開示を求
めることも可能

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律のポイント

(2020年5月27日成立、2020年6月3日公布、2021年2月1日施行)

基本理念

- デジタルプラットフォーム提供者が透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与や規制は必要最小限のものとするを規定。(規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねる「共同規制」の規制手法を採用。)

規制の対象

- デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、規律の対象とする。

特定デジタルプラットフォーム提供者の役割

- 特定デジタルプラットフォーム提供者が、取引条件等の情報の開示及び自主的な手続・体制の整備を行い、実施した措置や事業の概要について、毎年度、自己評価を付した報告書を提出。
※ 利用者に対する取引条件変更時の事前通知や苦情・紛争処理のための自主的な体制整備などを義務付け。

行政庁の役割

- 報告書等をもとにプラットフォームの運営状況のレビューを行い、報告書の概要とともに評価の結果を公表。その際、取引先事業者や消費者、学識者等の意見も聴取し、関係者間での課題共有や相互理解を促す。
- 独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合、経済産業大臣は公取委に対し、同法に基づく対処を要請。

※ 本法律の規律は内外の別を問わず適用。海外事業者にも適用が行われている独禁法の例等も参考に、公示送達の手続を整備。

5 関係する諸制度の在り方

私的録音録画制度とは

- 私的使用を目的として、デジタル方式の録音・録画の機能を有する機器・記録媒体により録音・録画を行う者が相当な額の補償金を著作権者に支払う義務を負うとする制度

クリエイター



音楽やテレビ番組などコンテンツ（ソフト）を提供



ユーザー



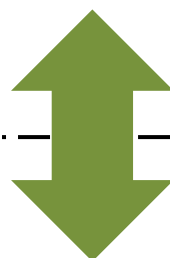
デジタル方式の
録音・録画機器（ハード）を提供

録音・録画機器（ハード）
の購入代金

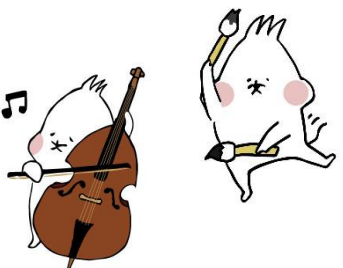
音楽やテレビ番組
などを録音・録画
（コピー）

私的録音録画補償金制度がない状態

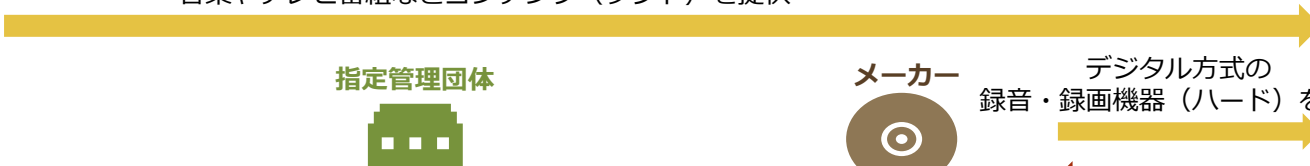
私的録音録画補償金制度がある状態



クリエイター



音楽やテレビ番組などコンテンツ（ソフト）を提供



ユーザー



デジタル方式の
録音・録画機器（ハード）を提供

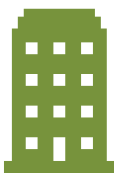
録音・録画機器（ハード）
の購入代金 & 補償金

音楽やテレビ番組
などを録音・録画
（コピー）

補償金分配



指定管理団体



補償金支払い



録音・録画機器の
購入時に1回、
補償金を支払う

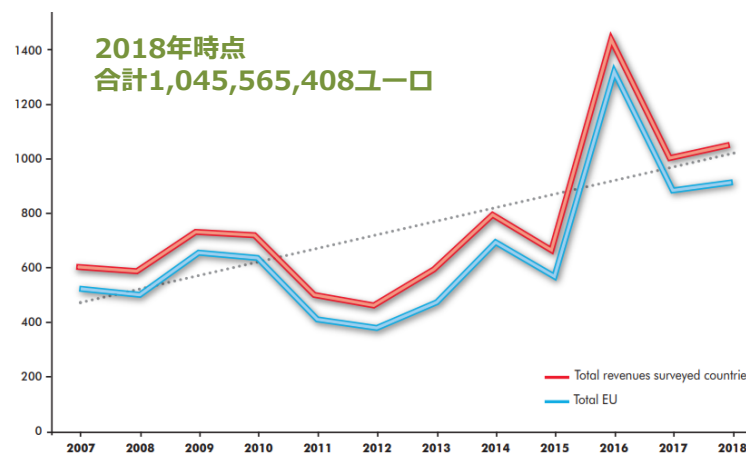
5 関係する諸制度の在り方

私的録音録画制度に係る経緯

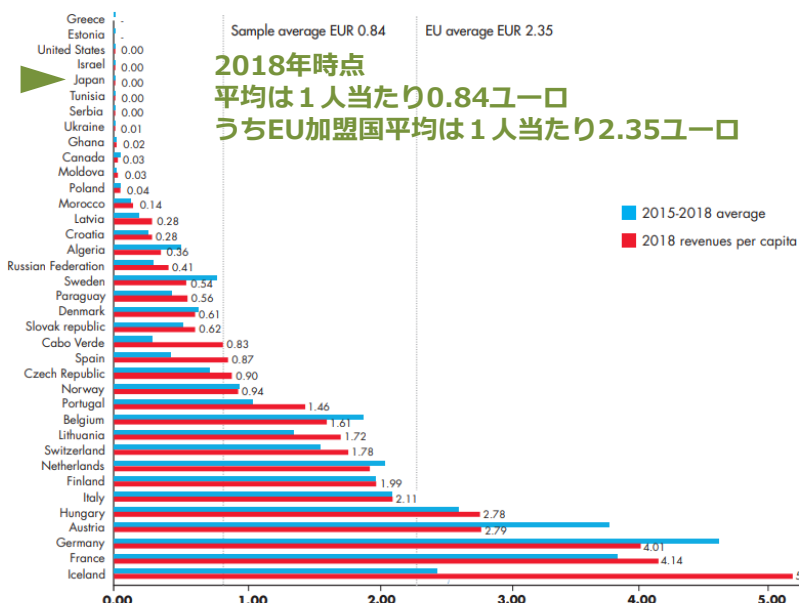
1992（平成4）年	私的録音録画補償金制度創設
2004（平成16）年度 ～2008（平成20）年度	見直しの議論スタート ✓ 平成16年度：文化審議会著作権分科会 ✓ 平成17年度：文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 ✓ 平成18～20年度：文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会 ➡ 見直しについて合意が得られず、懇談会等により利害調整をすべきである旨提言
（参考） 2009（平成21）年 ～2012（平成24）年	東芝訴訟（デジタル放送専用の録画機器は、現行の政令指定機器に含まれないことが判決で確定）
2014（平成26）年度 ～2020（令和2）年度	見直しの議論再開 ✓ 文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会における議論 ✓ 関係省庁（内閣府知的財産戦略推進事務局、文化庁、経済産業省、総務省）による検討
2020（令和2）年	知的財産推進計画2022 「私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係省庁による検討の結論を踏まえ、可能な限り早期に必要な措置を講ずる。」 ➡ 関係省庁で共同し、私的目的の録音・録画に係る実態を把握するための調査を実施
2022（令和4）年10月	私的録音録画補償金制度の新たな対象機器としてブルーレイディスクレコーダーを規定

国際的な状況

私的複製補償金の徴収額（合計）



各国における私的複製補償金の国民1人当たりの徴収額



（出典）CISAC "Private Copying Global Study"

5 関係する諸制度の在り方

レコード演奏・伝達権とは

- 商業用レコード（音楽CDやインターネット配信音源等）を用いて放送や有線放送を行う場合、放送事業者等は、実演家及びレコード製作者に二次使用料を払う必要があるが、商業用レコードを用いて、店舗等が公の場で利用する場合の権利（いわゆるレコード演奏・伝達権）については付与されていない。
- 実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約（いわゆるWPPT）や実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（いわゆるローマ条約）で、実演家及びレコード製作者への報酬請求権の導入が求められているが、留保を付すことが可能であり、日本は留保を宣言している。

著作権者（作詞家・作曲家）※許諾権（著作権法第22条）



利用許諾



使用料支払い



実演家 ※現行法ではなし



報酬請求権



レコード製作者 ※現行法ではなし



報酬請求権



ホテルや
レストラン等

商業用レコードを 公の場で演奏



（参考）外国レコードの演奏・伝達に係る各国（G20メンバー国）の法制度の状況

※2023年3月 IFPI調査に基づき作成

- 内国民待遇：アルゼンチン、ブラジル、ドイツ、インド、インドネシア、メキシコ、南アフリカ、サウジアラビア、トルコ、イギリス
- 相互主義：オーストラリア、カナダ、中国、フランス、ロシア、韓国
- 権利なし：日本、アメリカ

※内国民待遇の国でも、実際の運用は相互主義となっている場合がある。

5 関係する諸制度の在り方

レコード演奏・伝達権に係る経緯

1899（明治32）年	旧著作権法制定 ✓ 音楽の著作権の保護
1934（昭和9）年	旧著作権法の一部改正 ✓ レコードの「録音著作物」としての保護 ✓ 適法録音物を用いた演奏・放送に関する権利制限導入
1970（昭和45）年	旧著作権法から現行著作権法への全面改正 ✓ 音楽著作物について、放送の場合、旧著作権法の権利制限が撤廃され、演奏の場合、音楽喫茶等の特定業種を除き、従前の権利制限を当分の間の経過措置として維持（附則第14条） ✓ 著作隣接権制度の導入。レコードの保護が著作隣接権へ移行するも、放送二次使用料請求権のみが導入
1999（平成11）年	附則第14条の削除 ✓ 2002（平成14）年、JASRACによるBGM使用料徴収開始
2018（平成30）年	日EU経済連携協定 ✓ 著作隣接権におけるレコード演奏の保護に関する日EU間における議論継続に合意
2020（令和2）年	日英経済連携協定 ✓ 著作隣接権におけるレコード演奏の保護に関する両国間における議論継続に合意